

## 『CADWe'll Tfas』5年使用权パッケージ利用約款

お客様は「ソフトウェア(CADWe'll Tfas)使用許諾契約書」(以下「本契約」)に同意の上、『CADWe'll Tfas』5年使用权パッケージ利用約款(以下「本約款」)を遵守して弊社製品『CADWe'll Tfas』(以下「本製品」)を利用することとします。

## 1. 申し込み内容について

- (1) 次の項目は「発注内示書」にて記載された内容とします。  
「品名」 「数量」 「発注内示金額」 「支払条件」
- (2) 次の項目は「ライセンス証書」に記載された内容とします。  
「サポートサービス」 「メンテナンス」

## 2. 「本製品」のご利用条件

- (1) 「本製品」の契約期間は5年間であり、中途解約は原則としてできません。
- (2) 「本製品」を使用するためには、ライセンス認証のためにインターネットに接続可能な環境が必要です。
- (3) 支払方法は、原則として一括前払いとなります。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- (4) 契約期間経過後は、1ヶ月単位で最長1年まで延長することができます。
- (5) 延長使用の申し込みの期限は、契約終了最終月の前々月15日までとなります。
- (6) 延長使用の月単位は1日から月末日までとし、延長使用の開始日は契約期間終了日の当月1日に遡ることとします。
- (7) 延長使用の支払方法は、保証金をお預かりすることによる月払い、または延長期間分の一括前払いのいずれかを選択していただきます。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- (8) 保証金をお預かりした場合、延長期間終了後に延長期間分の利用料金のお支払いを確認した後、お客様へ返還いたします。振込手数料は弊社にて負担いたします。
- (9) 契約期間中は、操作や技術的なご質問をメールにてお問い合わせいただくことができます。弊社ホームページの専用ページよりお問い合わせください。なお、電話サポートサービスの契約期間中は、別に定める『『CADWe'll Tfas』メンテナンス約款』4(1)項に記載の条件で操作や技術的なご質問を電話にてお問い合わせいただくことができます。
- (10) 「メンテナンス」が「有」と記載されている場合、「サポートサービス」が「電話サポートサービス/バージョンフリー製品使用权付」と記載されている場合、もしくは「メンテナンス契約証書」が発行されている場合のサービス内容及びご利用条件は、別に定める『『CADWe'll Tfas』メンテナンス約款』をご確認ください。
- (11) 「本製品」をインストールしたコンピュータを交換したい場合には、「本製品」をアンインストールした上で新たなコンピュータにインストールしてご利用ください。但し、コンピュータの故障等で「本製品」をアンインストール出来ない場合には、弊社ホームページ記載のライセンス認証センターまでお問い合わせください。
- (12) 契約期間中に消費税率が変更された場合、変更日より新たな税率を適用いたします。変更日以降の未経過期間分として、既にお預かりしているメンテナンス契約料金及び延長期間分の利用料金にも適用いたしますので、差額を精算させていただきます。

## 3. 解約について

- (1) 「本製品」を中途解約することは原則としてできませんが、お客様に特別な理由がある場合に限り契約を中途解約することができます。
- (2) 「本製品」の延長期間中は、「CADWe'll 解約申込書(満了)兼 返金依頼書」が15日までに弊社に到着した場合は、その月の末日が解約日になります。16日以降に到着した場合は、翌月の末日が解約日になります。
- (3) お客様が次のいずれかに該当する場合、弊社はお客様に催告することなく即座に「本製品」を解約することができるものとします。その際、お客様が弊社製品を複数ご使用いただいている場合は、弊社は残り全ての弊社製品についてもお客様に催告することなく即座に解約できることとします。
  - ① 弊社からお客様に対して支払督促、不正使用の中止、その他の是正催告を行なったにもかかわらず1週間を経てもその是正がなされない場合。
  - ② 「本製品」の申し込み内容に虚偽の事実があることが判明した場合。
  - ③ 自己振出手形に対する不渡り処分により銀行取引停止を受けた場合、または支払停止もしくは支払不能の状態となった場合。
  - ④ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、解散、その他これに類する手続きの申立てがあった場合。
  - ⑤ 信用状態が著しく悪化し、営業の継続が困難であると弊社が判断した場合。
  - ⑥ 「本契約」、もしくは「本約款」の「2. 「本製品」のご利用条件」に違反した場合。
- (4) 「本製品」を解約した場合、未経過期間分の利用料金の返金はいりません。

## 4. 使用停止について

- (1) 次の場合、弊社はおお客様に対して事前の告知をすることなく、即座に「本製品」の使用停止を行なうことができることとします。
  - ① 「本約款」の「3. 解約について(3)」に該当する場合。
  - ② 「本製品」の延長期間中の場合で、月額使用料の支払いが2ヶ月滞った場合。

以上

2018年3月26日制定